

日田市空き家利活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を活用した日田市への移住・定住促進を図るため、日田市空き家バンク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項の規定により空き家台帳に登録された空き家の入居にかかる費用等に対し、予算の定めるところにより、移住者ひた暮らし支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日田市補助金等交付規則（平成9年8月1日規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 将来にわたって本市に5年以上生活の拠点を置くことをいう。この場合にあつて「生活の拠点を置く」とは、本市の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）されることを含む。以下、この要綱において同じ。
- (2) 移住者 本市に住民登録された日の前日から起算して過去5年以内に本市に住民登録のない者で、本市に転入し、生活の拠点を置く者をいう。ただし、転勤、出向等の職務上の転入及び進学等による一時的な転入並びに配偶者と別居となる転入、その他これらに類する転入を除く。
- (3) 利用登録者等 実施要綱第2条第1項第5号に規定する利用登録者又は利用登録者と同時期に転入する次のいずれかの者をいう。
 - ア 現に同居し、又は同居しようとする親族等（婚姻の届出をしないが事実婚関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童を含む。）
 - イ 親族に準ずる者（日田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年告示第155号）第6条に規定する受領証の交付を受けている者）
 - ウ 前2号に掲げる者のほか、事実上親族と同様の事情にある者として市長が特に認めたもの
- (4) 空き家登録者 実施要綱第2条第1項第3号に規定する空き家登録者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住予定者又は移住者のうち、移住から1年以内に利用登録を行い、移住から3年を経過していない者であることを確認できること。ただし、市が実施する「ファ

ーマーズスクール」や「地域おこし協力隊」など、本市における研修又は地域活動等が修了した後に定住が見込まれる場合で、研修等の期間が1年以上あるものについては、当該期間を除外するものとする。

- (2) 転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入、配偶者と別居となる転入、その他これらに類する転入でないこと。
- (3) 空き家登録者と売買又は賃貸借契約を締結した利用登録者等であること。
- (4) 当該空き家の所在地を生活の拠点とし、定住を誓約できること。
- (5) 転入後の世帯員の2分の1以上の者が移住者であること。
- (6) 空き家登録者と賃貸借契約を締結する場合にあつて、当該空き家を改修しようとするときは、空き家登録者（以下、この条において「賃貸人」という。）の承諾及び賃貸借期間満了後の原状回復義務の免除、並びに賃貸人との間で、建物買取請求権の放棄について合意が成されていることを確認できること。
- (7) 補助対象事業が交付申請した年度内に完了すること。
- (8) 空き家利活用事業に関し、本市が行う各種調査に協力すること。
- (9) 本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活すること。

2 前項の規定に関わらず、補助対象者の世帯員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の対象としないものとする。

- (1) 空き家登録者と3親等以内の親族であること
- (2) 「地域おこし協力隊」や「ファーマーズスクール」など、研修等の期間が1年に満たないこと
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していること
- (4) 類似する他の補助金の交付を受けていること
- (5) その他市長が適当でないと認めたもの

（補助対象事業）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、この条において「申請者」という。）は、日田市空き家利活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる

書類を添えて、市長に提出しなければならない

- (1) 補助金計算書
- (2) 第3条第1項第4号の規定に基づく誓約書
- (3) 移住予定者の戸籍の附票の写し（移住後、同一の世帯を構成する世帯員全員分）
- (4) 空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し
- (5) 申請をしようとする補助対象事業に係る額を証する書類
- (6) 改修に対する所有者等の承諾、賃貸借期間満了後の原状回復義務の免除及び建物買取請求権の放棄について確認ができる書類（空き家を賃借して改修を行なう場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、別表第1に掲げる補助項目ごとに、それぞれ1回ずつ申請を行うことができるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、日田市空き家利活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付を決定するにあたり、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定通知を受けた内容から次の各号に掲げる変更があるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の増減に伴い補助金交付決定額に変更を及ぼすとき。
- (2) 事業の実施箇所や事業内容の重大な変更があるとき。

（実績報告）

第8条 補第6条の規定による通知を受けた者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、日田市空き家利活用事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住予定者の転入後の住民票の写し（同一の世帯を構成する世帯員全員分）
- (2) 補助対象事業に係る額の支払いを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告内容を審査のうえ、交付すべき補助金等の額を確定し、日田市空き家利活用事業補助金交付額の確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、日田市空き家利活用事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 転入した日から5年を経過する前に補助金を受けて入居した空き家から転出し、又は転居したとき。
- (2) 転入した日から5年を経過する前に補助金を受けて購入又は改修した空き家を取り壊したとき、又は別のものに売却したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容を日田市空き家利活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付決定を取り消す者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金の返還を命じるときは、補助対象者に対して、日田市空き家利活用事業補助金返還命令書（様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第11条の規定は、補助金の返還の義務が存在する間、その効力を有する。

別表 1

補助項目	補助対象経費	補助率及び限度額
家財の処分	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件及びその敷地内の家財処分にかかる費用	補助対象経費の額（その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が 10 万円を超える場合は、10 万円とする。
空き家の購入	空き家バンク登録物件の購入費用	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が 100 万円を超える場合は、100 万円とする。
空き家の改修	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件について、居住するために必要な台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根、外壁等の改修に要する費用	補助対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が 100 万円を超える場合は、100 万円とする。
情報通信環境の整備	売買又は賃貸借契約に至った空き家バンク登録物件の情報通信環境整備にかかる加入金および工事費	補助対象経費の額（その額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が 4 万円を超える場合は、4 万円とする。

（注 1）空き家の購入と空き家の改修を併用して補助する場合は、1 物件あたり併せて 100 万円を限度とする。